

日時 2017年7月1日(土)

18:00~20:30
(17:30開場)

会場 函館市中央図書館
視聴覚ホール

(北海道函館市五稜郭町26番1号)

Tel:0138-35-5500

憲法 講演会

～国家緊急権・緊急事態条項って何?～

参加費無料(予約不要)

早稲田大学の
人気教授が分かり
やすくお話しします!

国際情勢が緊迫化
(トランプ米政権の
動向、朝鮮半島情勢
等)する中で、
現在、日本国憲法に
「**緊急事態条項**」を
入れようとする議論
がされています。
「どうなるのか?」
是非、ご参加下さい。



みずしま あさほ
水島 朝穂
(早稲田大学法学学術院教授)

1953年、東京都府中市生まれ。96年より早稲田大学法学部教授。2004年より現職。憲法、法政策論。博士(法学)。全国憲法研究会代表(2015年10月まで)。単著『現代軍事法制の研究』日本評論社、『18歳からはじめる憲法(第2版)』法律文化社ほか。NHKラジオ第1放送「新聞を読んで」レギュラー14年(2011年3月番組終了)。
ホームページ「平和憲法のメッセージ」
<http://www.asaho.com/>

※駐車場にかぎりがありますので、公共交通機関をご利用下さい。



主催 函館弁護士会憲法委員会
共催 日本弁護士連合会

【お問い合わせ】
函館弁護士会事務局
0138-41-0232